

株式売出届出目論見書の訂正事項分

2026年 9 月

(第 2 回訂正分)

株式会社オリバー

ブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第 7 条第 1 項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年 9 月 8 日に東海財務局長に提出し、2026年 9 月 9 日にその届出の効力は生じております。

○ 株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年 8 月13日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年 8 月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し85,215,800株（引受人の買取引受による売出し74,100,800株・オーバーアロットメントによる売出し11,115,000株）の売出しの条件並びに売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年 9 月 8 日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、上記引受人の買取引受による売出しについては2026年 9 月 8 日に、日本国内における販売に供される株式数が49,402,600株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対する販売に供される株式数が24,698,200株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第 2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2026年 9 月 8 日（以下、「売出価格決定日」という。）に決定された引受価額（287.90円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第 2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格305円）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日（2026年 9 月16日）に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第246条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで売出価格を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出数（株）」の欄：「74,100,800」を「49,402,600」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「22,230,240,000」を「15,067,793,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出数（株）」の欄：「74,100,800」を「49,402,600」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「22,230,240,000」を「15,067,793,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

- 2 引受人の買取引受による売出しに係る売出株式74,100,800株のうちの一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下、「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）されます。上記売出数49,402,600株は、日本国内において販売（以下、「国内販売」という。）される株数（以下、「国内販売株数」という。）であり、海外販売株数は、24,698,200株であります。また、上記売出しに係る株式の所有者の売出株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。
- 海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 4 売出価額の総額は、国内販売株数に係るものであります。海外販売株数に係るものについては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照ください。
- 5 引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し11,115,000株を追加的に行います。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照ください。
- 6 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照ください。

（注）5の全文削除及び6、7の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

- 「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「305」に訂正
- 「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1」を「287.90」に訂正
- 「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2」を「1株につき305」に訂正
- 「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3」を「（注）3」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

- 1 売出価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。
- 売出価格の決定に当たりましては、仮条件（295円～305円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
- 当該ブックビルディングの状況につきましては、
- ①申告された総需要株式数は、売出株式数を十分に上回る状況であったこと。
- ②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
- ③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
- 以上が特徴でありました。
- 上記ブックビルディングの結果、売出株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、305円と決定いたしました。なお、引受価額は287.90円と決定いたしました。
- 2 申込証拠金には、利息をつけません。
- 3 元引受契約の内容

<u>各金融商品取引業者の引受株数</u>	<u>野村證券株式会社</u>	<u>35,050,300株</u>
	<u>大和証券株式会社</u>	<u>35,050,300株</u>
	<u>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</u>	<u>666,700株</u>
	<u>SMB C日興証券株式会社</u>	<u>666,700株</u>
	<u>株式会社SBI証券</u>	<u>555,600株</u>
	<u>楽天証券株式会社</u>	<u>555,600株</u>
	<u>みずほ証券株式会社</u>	<u>444,500株</u>
	<u>東海東京証券株式会社</u>	<u>444,500株</u>
	<u>松井証券株式会社</u>	<u>266,700株</u>
	<u>岡三証券株式会社</u>	<u>133,300株</u>
	<u>岩井コスモ証券株式会社</u>	<u>133,300株</u>
	<u>丸三証券株式会社</u>	<u>133,300株</u>

引受人が全株買取引受けを行います。各金融商品取引業者の引受株数には、海外販売に供される株式数が含まれます。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき17.10円）の総額は引受人の手取金となります。

- 4 上記引受人と2026年9月8日に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 8 引受人は、引受人の買取引受による売出しにかかる引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に委託販売いたします。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「3,334,500,000」を「3,390,075,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「3,334,500,000」を「3,390,075,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる野村證券株式会社による売出しであります。
- 5 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の（注）3に記載した振替機関と同一であります。
（注）5の全文削除及び6の番号変更

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1」を「305」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1」を「1株につき305」に訂正

<欄外注記の訂正>

- 1 売出価格、申込期間及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格、申込期間及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。
- 2 売出しに必要な条件については、2026年9月8日において決定いたしました。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されます。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

（2）海外販売の売出数（海外販売株数）

24,698,200株

（注）上記の売出数は、海外販売株数であり、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した結果、2026年9月8日に決定されました。

（3）海外販売の売出価格

1株につき305円

（注）1、2の全文削除

（4）海外販売の引受価額

1株につき287.90円

（注）の全文削除

（5）海外販売の売出価額の総額

7,532,951,000円

3. グリーンシュエ آپションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 (11,115,000株) について当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエ آپション」という。）を、2026年10月14日を行使期限として当社株主から付与されております。

また、野村證券株式会社は、上場（売買開始）日から2026年10月14日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数 (11,115,000株) を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、野村證券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエ آپションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先である岡崎信用金庫、株式会社内田洋行、小松ウオール工業株式会社、株式会社サンゲツ、株式会社ノムラアークス、株式会社樋口物流サービス、株式会社葵ファニチャー、株式会社インフォゲート、株式会社久永、株式会社ナナミ、株式会社丸天産業、吉田木材株式会社、株式会社ライト、ニッポー工業株式会社、有限会社コトブキ工芸、株式会社小林椅子製作所及び大法輸送株式会社は、共同主幹事会社に対して、株式受渡期日（当日を含む）から同日後180日目の日（2027年3月14日）までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める同施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

5. 当社指定販売先への売付け（親引け）について

当社は、引受人の買取引受による売出しにおいて、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を引受人に要請し、引受人は当社の要請に基づき親引けを実施します。親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）であります。

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（親引け予定先）の状況等については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「岡崎信用金庫」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、2,711,800株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式2,622,900株」に訂正
「株式会社内田洋行」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、1,694,900株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式1,639,300株」に訂正
「小松ウオール工業株式会社」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、1,694,900株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式1,639,300株」に訂正
「株式会社サンゲツ」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、1,694,900株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式1,639,300株」に訂正
「株式会社ノムラアークス」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、1,016,900株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式983,600株」に訂正
「株式会社樋口物流サービス」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、677,900株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式655,700株」に訂正

「株式会社葵ファニチャー」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、338,900株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式327,800株」に訂正

「株式会社インフォゲート」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、338,900株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式327,800株」に訂正

「株式会社久永」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、271,100株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式262,200株」に訂正

「株式会社ナナミ」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、169,400株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式163,900株」に訂正

「株式会社丸天産業」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、169,400株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式163,900株」に訂正

「吉田木材株式会社」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、169,400株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式163,900株」に訂正

「株式会社ライト」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、169,400株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式163,900株」に訂正

「ニッポー工業株式会社」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、135,500株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式131,100株」に訂正

「有限会社コトブキ工芸」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、101,600株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式98,300株」に訂正

「株式会社小林椅子製作所」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、101,600株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式98,300株」に訂正

「大法輸送株式会社」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、101,600株を上限として、2026年9月8日（売出価格決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式98,300株」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

記載順は取得株数の順、同一の取得株数においては五十音順によります。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2026年9月8日に決定された「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格（305円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

＜欄内の記載の訂正＞

「岡崎信用金庫」の「引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「2,711,800」を「2,622,900」に訂正

「岡崎信用金庫」の「引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：

「2.54」を「2.46」に訂正

「岡崎信用金庫」及び岡崎信用金庫に関する情報を「Initiative Delta IV L.P.」の次に移行

「株式会社内田洋行」の「引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,694,900」を「1,639,300」に訂正

「株式会社内田洋行」の「引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：

「1.59」を「1.54」に訂正

「小松ウオール工業株式会社」の「引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,694,900」を「1,639,300」に訂正

「小松ウオール工業株式会社」の「引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：

「1.59」を「1.54」に訂正

「株式会社サンゲツ」の「引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,694,900」を「1,639,300」に訂正

「株式会社サンゲツ」の「引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：

「1.59」を「1.54」に訂正

「株式会社ノムラアークス」の「引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,016,900」を「983,600」に訂正

「株式会社ノムラアークス」の「引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：

「0.95」を「0.92」に訂正

「計」の「引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「32,964,100（1,871,500）」を「32,675,100（1,871,500）」に訂正

「計」の「引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：

「30.90（1.75）」を「30.62（1.75）」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年8月13日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。